

○新潟市巻ふれあい福祉センター条例

平成17年9月30日

条例第79号

改正 平成18年12月21日条例第71号

平成19年3月26日条例第34号

(設置)

第1条 市民の積極的な福祉活動への参加に寄与するため、新潟市巻ふれあい福祉センター(以下「センター」という。)を新潟市西蒲区巻甲4363番地に設置する。

(平18条例71・一部改正)

(施設)

第2条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 会議室
- (2) 研修室
- (3) 和室
- (4) 障がい者養育室
- (5) ふれあいコーナー

(平19条例34・一部改正)

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(利用者の範囲)

第5条 会議室、研修室及び和室(以下「会議室等」という。)を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 障がい者、60歳以上の者及びそれらの介護者で構成された団体
  - (2) 保健又は福祉に関する活動を行うボランティア及び団体
- 2 障がい者養育室を利用できるものは、障がい者及びその介護者とする。
- 3 会議室等は、第1項に規定する利用に支障のない範囲において、生涯学習及び社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条第6号に規定する事業に係る利用その他市長が適当であ

ると認める利用に供することができる。

(平19条例34・一部改正)

(利用の許可)

第6条 会議室等及び障がい者養育室(以下「障がい者養育室等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 障がい者養育室等の利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

(平19条例34・一部改正)

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、障がい者養育室等の利用を許可しない。

(1) 障がい者養育室等の利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合

(2) 障がい者養育室等の利用の内容又は方法が、施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が障がい者養育室等の管理上支障があると認める場合

(平19条例34・一部改正)

(利用取止めの申出)

第8条 利用者は、障がい者養育室等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(平19条例34・一部改正)

(許可の条件)

第9条 市長は、この条例の規定による許可に障がい者養育室等の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(平19条例34・一部改正)

(許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命じることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの

(2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの

(3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者及びセンターの入場者(以下「利用者等」という。)に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料)

第11条 センターの利用については、使用料は徴収しない。ただし、第1条に規定する目的で利用する場合であって、営利、宣伝又は営業上の目的で会議室等を利用するときは、別表に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の徴収時期)

第12条 使用料は、市長が会議室等の利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の還付等)

第13条 市長は、第10条第2項の規定により会議室等の利用の許可を取り消した場合は、その取消しに係る既納の使用料を還付する。

2 前項に規定する場合のほか、既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者がその責めに帰すことのできない理由によって会議室等を利用できなかった場合

(2) 利用者がその会議室等の利用の日の7日前までに第8条の規定による利用の取止めの申出をした場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

3 市長は、第12条ただし書の規定による使用料の納付期日の決定を受けて、その使用料を納付していない利用者が前項各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

(許可外の利用の禁止)

第14条 利用者は、障がい者養育室等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(平19条例34・一部改正)

(行為の制限)

第15条 利用者等は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為
- (2) 市長の許可を受けずに物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (3) 施設又は設備を損傷する行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為  
(特別の設備の制限)

第16条 利用者は、障がい者養育室等の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(平19条例34・一部改正)

(損害賠償)

第17条 利用者等は、施設又は設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手續)

第19条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者として指定するものとする。

- (1) センターの平等利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) 第10条の規定による退去等の命令に関する業務
- (3) 使用料の納付期日を定める業務
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第22条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月10日から施行する。ただし、第18条から第22条までの規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定により最初に指定管理者の指定をする場合においては、市長は、第19条の規定にかかわらず、同条第2項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者がセンターの設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(準備行為)

3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行(附則第1項ただし書の規定による施行をいう。)前においても、行うことができる。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第34号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

施設名	使用料の額(円)			
	午前	午後	夜間	1日

	午前8時30分から正午まで	午後0時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで
会議室 201,202,304,305,306	2,200	3,000	3,000	8,200
研修室301,302,303	2,200	3,000	3,000	8,200
和室203	2,200	3,000	3,000	8,200

備考

- 1 午前及び午後又は午後及び夜間の利用時間区分を継続して利用する場合の使用料の額は、当該利用に係る利用時間区分の使用料の額の合計額とする。
- 2 利用時間が上表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 3 上表に規定する利用時間以外の時間に利用する場合(備考1に規定する場合を除く。)における使用料の額は、その利用が午前8時30分以前のとき、又は正午から午後0時30分までのときは午前の欄に、午後5時から午後5時30分までのときは午後の欄に、午後10時以降のときは夜間の欄にそれぞれ掲げる額を時間割して計算した額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 4 冷暖房を使用する場合の使用料の額は、上表に規定する使用料の額の30%に相当する額を加えた額とする。
- 5 使用料に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。